平成27年４月15日

文部科学大臣

下村　博文　様

大阪府教育委員会

教育長　向井　正博

大阪府内公立高等学校入学者選抜における調査書の評定について

日ごろから、本府教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年４月10日の大阪府教育委員会会議において、平成28年度選抜における調査書の評定に目標準拠評価を採用するにあたり、評定の公平性を担保する方策を別添のとおり決定いたしました。

大阪府においては、公立高等学校の入学者選抜の調査書は、これまで集団準拠評価を採用しておりました。平成19年度以降、全国学力学習状況調査等により学校間等の学力格差が明らかになり、集団準拠評価の不公平性が強く指摘されるようになったこと、また中学校での学力向上のためには、より優れた評価方法である目標準拠評価のさらなる充実が必要と考えたことから、目標準拠評価により調査書を作成することとしたところです。

目標準拠評価を入学者選抜に採用するにあたっては、学校ごとの評定が府としての統一した規準に基づいたものでなければ、学校間の評価に偏りが起こるのではないかとの危惧・不安の声が生徒・保護者や府民からあがり、各中学校においてなされた評定について、公平性の担保が大きな課題となっておりました。

そこで今般、各中学校が作成する調査書の評定について府内統一ルールを示すこととし、その指標の一つとして、全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）の大阪府および各中学校の平均正答率を活用することといたしました。

このことについて、府教育委員会の考えを以下のとおりご説明いたします。

記

**１　全国調査を活用することとした趣旨**

平成19年度より実施されております全国調査は、生徒の学力状況を把握するテストとして定着しているものであり、府民の間でも信頼が高く、府内統一のルールの指標として理解を得やすいものです。

全国調査の実施要領には、調査の目的として「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」と示されています。本来、教育指導の充実という目的には、自校の学力状況を客観的に把握し妥当性、信頼性の確保された評価を行うことが含まれており、調査の目的に適うものだと考えております。

府教育委員会が考えているルールは、各中学校の評価が府内統一の基準の中で適切に行われていることを確認するためのものです。これにより目標に準拠した評価の課題であった学校間の評価規準のばらつきが改善され、選抜制度の公正性を高められるとともに、保護者や地域住民への説明責任にも応えていくことが可能になります。

なお、このルールは各中学校の平均正答率のみを活用するものであり、個々の生徒の評価に直接用いるものではありません。

２－３

**２　御指摘の点について**

1. **全国調査は学力の一側面の状況を把握するものであり、生徒の学力差を把握するような設計になっていない**

今回の方策は、全国調査の結果を個々の生徒の評価に直接用いるものではなく、府全体の平均正答率との比較により、４月段階における学校ごとの学力状況の目安を示すものであります。評定は、学校が主体的に行った日々の評価の積み重ねであることから、この目安に、その後の学力状況の変化も踏まえた「範囲」を設定しており、学校現場がより妥当性・信頼性の高い評価活動を行うための確認の指標となります。

1. **全国調査は入学者選抜のように厳密な実施環境の統一性を設けることを求めていないので、公平性の担保ができない**

この間、各中学校では校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指導に基づき、公平・公正に取組んできたところです。今回の活用においても、個々の生徒の評価に用いるものではなく、学校全体の「評定平均の目安」の算出に活用することとしており、通常範囲での実施環境の統一性が担保できれば問題はありません。

1. **意図的な不正により調査の趣旨・信頼性が損なう懸念がある**

先般、府教育委員会では、選抜における中１、中２の公平性の担保に活用するための「大阪府チャレンジテスト」を実施しましたが、府内で不適切な対応が行われたという事実はありませんでした。全国調査に限らず、学校におけるテスト等の取組は、子ども達自身が直接参加するものであり、なんらかの不正があればたちどころに公になる性質のものであることからも意図的な不正の起こらない環境を保持できるものです。

1. **入学者選抜を考慮して全国調査を過度に意識した学習指導を行う学校が出てくる懸念がある**

全国調査は、各中学校が国全体や都道府県全体との関係の中で自校の成果や課題を検証し、その改善を図る目的で実施しており、今回の取組もその一環です。この間、大阪府では全国調査の結果向上に向けた学習指導も進めており、今回の取組により全国調査にさらに真摯に向き合う機運が生まれるものです。

大阪府教育委員会といたしましては、御指摘の懸念について重く受け止めつつ、全国調査についてはこれまでどおり実施要領に則り、適切に実施するよう事前に市町村教育委員会教育長に指導・助言いたします。また、万一御懸念のような事態が確認される場合は、ただちに文部科学省に御報告のうえ、府教育委員会として是正指導を行う所存です。

今後とも、文部科学省の御指導を得ながら、全国調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、市町村教育委員会との連携・協力のもと、府教育委員会として責任を持って対応してまいります。

２－４